

指定管理者モニタリング報告書

指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	
施設名	直鞍産業振興センター 別館	
所在地	直方市植木849番地1	
担当課	商工観光課	
施設設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業、団体等の人材育成、情報交流等の活動を支援し、地域産業の振興を図るため設置。 	
評価期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
指定管理者	名称 代表者	一般財団法人 直鞍情報・産業振興協会 理事長 秋吉 恭子
	所在	直方市植木1245番地2
利用制度	利用料金制度採用	
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設等の受付・利用料金の収受等、利用に関する業務 ● 施設・設備・備品等の維持管理に関する業務 ● 情報提供・収集に関する業務 ● 直鞍地区産業振興支援事業に関する業務 	
モニタリングの実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地確認、事業計画書・事業報告書・業務仕様書・協定書の確認 ● 利用者アンケートによる確認 	

1. 業務の履行状況確認による評価

総合コメント	評価結果※1
<p>適正な施設管理・運営が行われたかどうか。</p> <p>① 業務、業務の履行状況 月報・業務完了報告書、実地検査において適正に実施されていることが確認された。【参考】事業収支 2,901,087円</p> <p>② 自主事業（提案内容）の実施状況 業務完了報告書において、適正に実施されていることが確認された。</p> <p>③ 施設の管理状況 業務完了報告書及び実地検査において、概ね適正に管理されていることが確認された。</p>	B

2. サービスの質的評価

総合コメント	評価結果※1
<p>利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。</p> <p>① 基本的事項（ソフト面）</p> <p>スタッフ対応の満足度は「非常に良い・良い」合わせて89%である。施設利用に際し、「不便な点がある」と回答した参加者が4人いたが、その理由は「タバコが吸えない・立地・場所が分かりづらかった・お昼ご飯を買いに行く場所がわからない」といったように、立地に関するものが大半であり、施設利用そのものに関するものではなかった。</p> <p>施設利用及び事業内容の満足度について「不満・非常に不満」と回答した利用者は1人もいないため、今後もこの状態を維持していく必要がある。</p> <p>② 維持管理業務（施設面）</p> <p>館内の清掃状況について、88%が「非常に良い・良い」と回答しており、窓ガラスがきれいとの意見もあった。今後も、利用者が快適に利用できる環境を維持していただきたい。</p> <p>③ 自由意見</p> <p>研修の内容について、満足した結果を得られたという意見が多く、地域の産業振興を行う上で、必要な施設であるとの意見もあった。また、利用者からの問い合わせ（道順等）に対し、スタッフの対応が良かったという意見もあり、こうした利用者の声を施設職員と共有していくとともに、今後も利用者の満足を得られるような運営ができるよう努める必要がある。</p>	<h1>B</h1>

3. 指定管理者の業務遂行能力（財務関係）

総合コメント	評価結果※1
<p>適正な収支実績等のもとで、継続的・安定的にサービス提供がされているか。</p> <p>① 経営の健全性、継続性</p> <p>別館においては、収入が研修室の使用料に限られており、別館単体での経営の継続は困難であるため、本館と一体となり収支のバランスを取っている。事業収支については、別館そのものの使用料収入が増加したことや、財団の経営努力による支出の削減されたことにより、最終的に黒字となっている。</p> <p>その一方で、今後は業務用パソコンの更新や、サーバーの更新費用がかかることが見込まれているため、翌年度に向けた備えが必要である。</p> <p>② 会計処理の状況</p> <p>年度終了後に事業報告書の提出を行っており、会計処理については適正に行われている。また、監査人による審査も受けており、経営状況については特段の指摘は受けていないことが確認できた。</p>	<h1>A</h1>

※Ⅱ 評価三項目の評価基準		チェックシートの評価結果
A	協定書等の基準を遵守し、目標、計画の水準を上回る管理運営がされている。	全てB以上で、且つ、Aが過半数以上である。
B	協定書等の基準を遵守し、目標、計画の水準を概ね達成する管理運営がされている。	全てC以上で、且つB以上が8割である。
C	協定書等の基準を概ね遵守しているが、一部に改善の要する課題がある。	全てC以上である。
D	協定書等の基準が遵守されておらず、改善を要する課題がある。	Dが含まれている。

4. 総合評価

モニタリング内容の総括	総合評価※2
<p>当館は研修室やインキュベート室を備えた施設であり、直轄地域の産業振興が主たる業務となっている。</p> <p>令和5年度は、令和2年度より続いていた新型コロナウイルス感染症の影響が、感染法上の分類が第5類に引き下げとなったこともあり、当館への訪問者数は過去最高となった。</p> <p>産業振興業務においては、自主事業によるセミナーや指定管理受託者が事務局を務める団体において、地域の将来を担う小・中学生を対象としたイベントの開催等、直轄地域の将来を見据えた産業振興施策に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ残る中でも、事業開催にあたっては創意工夫をしながら実施しようとする努力が伺える。</p> <p>別館の運営・管理そのものに問題はなく、今後も継続して産業振興を推進するため、市との協力体制をより一層強化し、積極的な事業の提案・実施に取り組んでもらうほか、研修室の貸館やインキュベート室の利用についても、より多くの方に利用していただけるよう、積極的な広報活動の実施等に取り組んでいただきたい。</p> <p>総合的に、財務面、管理面ともに概ね適正に運営されていることが確認された。</p> <p>今後も、施設の老朽化に伴う維持管理に適切に対応するとともに、直轄地区の産業振興発展の中核施設となるよう、新たな事業にも積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<h1>B</h1>

※Ⅲ 総合評価の評価基準		評価三項目の評価結果
<p>A (優良)</p>	<p>優れていると認められる。</p>	<p>全て B 以上で、且つ、A が 2 つ以上である。</p>
<p>B (良好)</p>	<p>良好であると認められる。 ※軽微な改善点はあったが、速やかに改善され、適切であると判断されるものを含む。</p>	<p>全て B 以上である。</p>
<p>C (課題含)</p>	<p>概ね適正であると認められる。 ※改善点があったが、改善策が講じられているものを含む。</p>	<p>C が含まれている。</p>
<p>D (要改善)</p>	<p>改善が必要である。</p>	<p>D が含まれている。</p>